

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

## Reconstruction of Historical Site and Culture Tourism

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-04-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 矢野, 和之 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15021/00001704">https://doi.org/10.15021/00001704</a>

## 歴史的建造物復元とカルチャーツーリズム

矢野 和之  
文化財保存計画協会

### Reconstruction of Historical Site and Culture Tourism

Kazuhiro Yano

Planning Institute for the Conservation of Cultural Properties

昭和30年代、天守閣の復元が相次いだ。そのほとんどが、鉄筋コンクリート造で、中には外観でさえも、問題があるものもあった。その後、史跡内の歴史的建造物復元は原則として認められてこなかった。しかし、最近一転して、史跡内の歴史的建造物の復元が、盛んに行われるようになった。これは、遺跡の保存だけでなく、公開活用を目的とした「史跡整備」の一環として計画されるようになったからである。復元には遺構の状況や史料の多寡によって復元の精度が異なることは避けられず、誤った情報をあたえかねないと反対する声もある。世界的にみると、ベニス憲章(1964)では復元は部材が残っている場合にのみ認めてきたが、ローザンヌ憲章(1990)では、復元(再建)は、実験的研究と解釈という機能を果たすことを評価し、オーセンシティブティの確保などの条件付ではあるが、認めている。これからの復元は、歴史学習、地域シンボル、文化的観光という目的のもと、形態だけでなく、材料、構法、工法にいたるまでオーセンシティブティを確保するだけでなく、芸術性さえも表現できるようになってはじめて、真の文化的観光の対象として認められるであろう。

The reconstruction of the castle towers (Tenshukaku) occurred successively during third decade of the Showa Era (1955-1964) especially the 1960s. The most of reconstructed castle towers were reinforced concrete structure, and some castle towers made a change for worse in their appearance. Afterwards, the historical sites and monuments reconstruction has not been approved as a general rule.

However, the reconstruction of historical sites and monuments that located within the designated cultural property s area are flourished in recent years. The main reason of flourishing is that the reconstruction is becoming a main part of the plan not only for preservation, but also for promoting and utilization.

There is criticism against the reconstruction of historical monuments and sites because degree of accuracy is depend on the amount of information of remains on sites or historical sources so, reconstructed monuments and sites may give wrong information.

According to the Venice Charter (1964), the reconstruction only approved when the member of framework of remained. In addition, the Lausanne Charter (1990) approved that the reconstruction (or restoration) has a role of experimental study and interpretation with reservation that of authenticity.

In the future, the reconstruction will be not recognized as subject of the real cultural tourism that based on education, identity of local area, and tourism until express the

authenticity such as material, structure, construction and method besides express artistry.

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 1 はじめに                  | 4 日本における歴史的建造物復元      |
| 2 国際憲章にみる遺跡における歴史的建造物復元 | 5 東アジアにおける歴史的建造物の復元   |
| 3 日本の史跡における歴史的建造物復元の歴史  | 6 歴史的建造物復元とカルチャーツーリズム |

\* key words: Reconstruction, Cultural Landscape, Historical Site, Historical Monument

\* キーワード：復元，文化的景観，歴史的建造物，遺跡

## 1 はじめに

歴史的建造物の復元は、世界各地で行われている。その中には、復元を伴う修理、遺跡における残存部材を使った復元、遺構の調査結果と史料による復元、屋外の展示物としての復元といった様々のものがある。復元という言葉の意味するものの範囲が広く、曖昧である。

現在日本で盛んに行われるようになった、史跡整備の一環としての歴史的建造物復元については、多くの報告書に復元形の研究結果についての論考がみられるが、筆者はその前に歴史的建造物の復元そのものをいくつかのカテゴリーに分けて定義すべきであることを、建築雑誌（日本建築学会発行）1998年9月号「志波城外郭南門の復元」や建築史学会のシンポジウム「歴史的建造物の復原・その現状と課題」（1999年）において発表している。

これら歴史的建造物復元事業は、歴史学習をはじめ、地域シンボルの再生といった目的で行われているが、観光へ影響も大きい。世界のなかでの復元、日本における復元、東アジアでの復元を考察しながら、歴史的建造物復元とカルチャーツーリズムについて考えてみる。

## 2 国際憲章にみる遺跡における歴史的建造物復元

1964年にイコモス（世界記念建造物遺跡会議）で採択されたベニス憲章（記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章）の第15条では、「廃墟はそのまま維持し、建築的な特色および発見された物品の恒久的保全、保護に必要な処置を講じなければならない。さらにその記念建造物の理解を容易にし、その意味を歪めることなく明示するために、あらゆる処置を講じなければならない。しかし、復元工事はいっさい理屈抜きに解除しておくべきである。ただ、アナスタイローシス<sup>1)</sup>、すなわち、現地に残っているが、ばらばらになっている部材を組み立てることだけは許される。組み立てに用いた補

足材料は常に見分けられるようにし、補足材料の使用は、記念建造物の保全とその形態の復旧を保証できる程度の最小限度にとどめるべきである。」とある。このように、遺跡に以前存在した建造物の理解を一般人にも容易にするように求めているが、復元行為に関しては厳しく排除している。ここに至ったのは、それまでヨーロッパでは歴史的建造物の修復行為が科学的根拠に基づくものではなく、様式や芸術性に重きをおいたもの<sup>2)</sup>で、1931年のアテネ会議で、歴史的建造物の芸術的価値と歴史的価値の両者をともに重視し、アナスタイローシスなどの提案にみられるよう科学性を前面に打ち出した延長上にある。

このベニス憲章は、記念建造物、いかえれば歴史的建造物の修復および遺跡の保存と整備においては、一種の世界ルールとして現在も生きている訳であるが（日本の文化財建造物の修復ルールは明治以来の歴史のなかで独自に完成されたもので、基本的理念は同じものの、若干の違いがある）、1990年にイコモスで採択されたローザンヌ憲章（考古学的遺産の管理・運営に関する国際憲章）では、ベニス憲章との違いが認められる。このなかで「再建は二つの重要な機能を果たす。実験的研究と解釈である。しかし、それらは残存する考古学的証拠を乱すことなく非常に慎重に行われるべきであり、オーセンティシティ（真実性）を達成するためにあらゆる資料から得られる証拠を考慮すべきである。実行可能で適切であるならば、再建は考古学的遺構に直接接して行われるべきではなく、再建であると分かるようにすべきである。」となり、復元に条件つきで理解を示している。

これは、ベニス憲章がどちらかというと記念建造物を対象とした文脈で構成されていることに対し、ローザンヌ憲章が遺跡を対象として構成されているという違いがあるので、必ずしもルールの変化と捉えることはできないし、ベニス憲章という記念建造物とは石造建造物を主に念頭におかれていることもあるだろう。しかし、遺跡の整備において遺跡を過去に存在した建造物の復元を明確に位置づけたことでは画期的といえる。加えて、1994年のオーセンティシティに関する奈良ドキュメントによって、「文化の多様性と遺産の多様性」を認め、「…、文化ごとに、また同じ文化の中でさえ異なる可能性がある。価値とオーセンティシティの評価の基礎を、固定された評価基準の枠内に置くことはこのように不可能である。…」とし、異なる文化の下での文化財の保存と活用手法についての多様な手法を認めることに道を開いた。これは、木造軸組構造物を主に対象とした日本の修復文化（解体修理という手法が可能な構法を対象とした）の中で保存されてきた法隆寺などが世界遺産になる道ならしをしたことの他に、ローザンヌ憲章とともに、アナスタイローシスではない遺跡における建造物の復元に、根拠を与えたといえるであろう。

しかし、これらの流れについては、必ずしも国際的に（特に途上国においては）よく理解されていないようである。ベニス憲章の考え方にとらわれ過ぎており、歴史的建

造物と遺跡という対象の違いを整理し切れていないようで、ローザンヌ憲章のことも知られていないようである。筆者が中国西安の大明宮含元殿の保存整備事業において、基壇の復元とその形態決定について中国の専門家と議論した際に、そのような印象を強く受けた。

### 3 日本の史跡における歴史的建造物復元の歴史

日本の文化財建造物における保存修理においては、復原を伴う現状変更を行う場合、残っている元の建造物より復元部分が大ききようなことは原則としてありえない。しかし、史跡においては、復元の史料や発掘によって基礎構造や位置が確定でき、整備上必要と認められた場合、かなり大きな規模の復元を行う場合もあった。

以上は、もともと建造物が存在する場合であるが、元になる建造物が全くなくても、遺跡上に、その全部あるいは一部の復元を行う場合がある。日本ではこの歴史は意外と古い。昭和6年(1931年)、大阪城の天守閣が再建され、以来大阪のシンボルとして、観光の拠点として機能し続けている。戦後、昭和30年代に名古屋城、広島城、岡山城といった戦災で失われたものの他、西南戦争で焼失した熊本城など多くの天守が各地で再建されたが、その発想のモデルは大阪城で、鉄筋コンクリート造で、内部が展示空間となっているものである。敗戦から10年がたって、生活がやっと落ち着きを取り戻し、経済発展の離陸過程にはいり、地域のシンボルを取り戻したいという欲求が背景にあったと考えられる。同時に経済の復興は、観光の活性化を促し、観光拠点の創出という側面もあったと考えられる。

この天守閣の復元ブームは、鉄筋コンクリート造のために遺構の保護がなされたとはいえず、復元とはいっても外観のみで、その外観も十分史料がないまま設計されたものの中にはある。ちなみに、大阪城天守閣は、徳川期の石垣の上に秀吉の天守と徳川の天守の合成という不思議な形であるのは一般にはあまり知られていないことであろう。さらには、地方指定の史跡や未指定の城跡などで、模擬天守<sup>3)</sup>と呼ばれる本来天守のなかったかあったとしても史料がほとんどないものまでつくられるようになるにおよび、歴史を捏造しているとして、復元に対する批判も大きくなっていった。その後国指定の史跡では、天守の復元は認められていない。

天守の他、縄文時代、弥生時代など原始・古代の集落遺跡が復元されている例も多い。登呂遺跡、尖石遺跡、平出遺跡は1950年前後に復元住居がつくられ、その後全国に竪穴住居や高床倉庫の復元が広まった。発掘遺構の柱穴などと民俗や民族学資料などをもとに推定し、設計している。初期の設計を担当したのは、有名な建築史家、建築家であった。登呂遺跡のイメージ、ひいては弥生時代のイメージはこの復元住居と倉庫でつくられたといっても過言ではないだろう。復元住居のないただの原っぱでは、登呂遺跡にこ



写真1 名古屋城跡復元天守（鉄骨鉄筋造，現在バリアフリー施設が併設）



写真2 平出遺跡復元住居



写真3 池上曾根遺跡復元大型建物（新しい弥生のイメージが表現されている）



写真4 三内丸山遺跡の新しい復元住宅（中央の3棟、樹皮葺・土葺など）



写真5 平城宮跡復元朱雀門



写真6 東院庭園の復元建物

れほど多くの見学者をひきつけられなかったであろうと考えられる。この後、復元住居はこれらの物まね的なものが多く、いい加減なものも多くなった。

また、吉野ヶ里遺跡にしても、三内丸山遺跡にしても、遺跡の保存が決定されるや否や、物見櫓やロングハウスのような目立つ建物を復元し、観光客の呼び込みに成功している。ただ、この過程で復元形に十分な検討がなされたか疑問がのこる<sup>4)</sup>。

このように建造物の復元は効果が顕著なだけに、一歩間違うと、誤った情報やイメージを垂れ流すことになりかねない。このため、史跡における建造物の復元は、特別な理由がある場合を除いて認められてこなかった。

しかし、1980年代後半から史跡等の有効な活用の機運が急速に高まり、大規模な史跡の整備に対する文化庁の補助メニューが整う。「史跡等活用特別事業・通称ふるさと歴史の広場事業」、「地域中核史跡等整備特別事業」、「地方拠点史跡等総合整備事業・通称歴史ロマン再生事業」などの特別事業が生まれ、規模の大きい事業が可能になった。その補助事業メニューに歴史的建造物の復元が入り、補助金を使った復元が可能となったことは画期的なことであった。

このため、史跡整備の一環として建造物復元をしたいとの希望が増え、古代寺院跡での門や築地塀等、近世城郭における門や櫓等の復元がなされることとなった。また、金堂や天守といった中心建物については、いろいろな理由で復元されてこなかったが<sup>5)</sup>、沖縄県民の悲願であった首里城正殿が復元され、平城宮では朱雀門、東院庭園と建物に続いて大極殿が現在工事中である。

このように、史跡整備の要素として建造物の復元が多く取り入れられてきている。その理由は、ヨーロッパなど石造建造物が主な世界と異なり、日本の建造物が木造で、地下に痕跡が埋蔵されていても、地上にその形をイメージすることができないので、復元が一般の人々への歴史情報の有効な伝達手段であることが認められているからである。また、地域の文化的シンボルづくりに有効で、観光客増加への期待なども挙げられる。

## 4 日本における歴史的建造物復元

考古学上の情報、特に建造物の情報を伝える手段としては、現地に平面形を表示する手法、イラストや模型による手法、近年コンピューターグラフィックによる映像などが挙げられ、徐々にその情報量が大きくなっている。しかし、歴史的情報だけでなく、建築は3次元上の空間体験によってはじめてその文化性、芸術性を理解できるものであることも事実であり、復元に期待することも大きい。

しかし、日本語の復元という言葉は、復元を伴う修理 (restoration, 文化財建造物の分野では復原の文字を当てる) から再建 (reconstruction) の意味まで幅が広すぎるため、整理しておく必要がある。以下、A~Eまで5つのカテゴリーに分けてみた。



写真7 志波城跡復元築地（上土堀）・南門・櫓

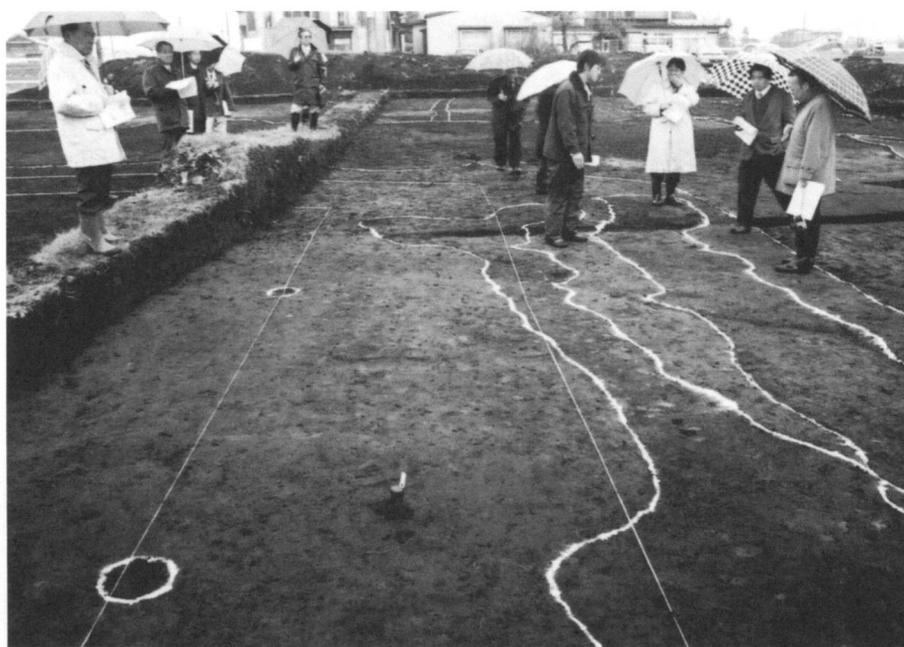


写真8 発掘現場での検討（志波城政庁域）

Aは、建物そのものが残っている場合で、痕跡、部材、史料などから精度の高い復元ができる場合。文化財建造物における復元を伴う修理。通常、復原という文字を使う。

Bは、建物の一部が残るか、基礎遺構が残り、写真、図面、文献などの直接的史料がある場合。太平洋戦争で消失した首里城正殿など。

Cは、基礎遺構が残り、類例となる建物や絵画史料など間接的史料がある場合。各地の国分寺の門、志波城門上土塀など。

Dは基礎遺構がのこり、機能が、特定でき、類例遺構が多く存在する場合。原始古代の復元住居など。

Eは基礎遺構がはっきりせず、モデル的に復元しようとする場合。博物館の敷地にある古代住居など、史跡の整備では認めていない。

といったいくつかの復元カテゴリーを考えなければならない。

当然AよりB、BよりCの方が、推定が多く、当然、復元の精度からいえば、ABCDEの順に落ちることになり、BないしC以下は同寸大の模型、レプリカと考えるべきで、一種の展示物ととらえ、「復元展示」とも名付けるべきである。

しかし、展示物とはいえ、効果が大きいだけに、ローザンヌ憲章にあるように復元には慎重になるべきである。復元は研究の成果をもって行われるべきで、形態決定の過程は論理的で実証的でなければならない。ある意味では、研究論文よりも一般の人々に影響の大きいものであり、建造物として完結していなければならない、論文と違って分からない部分を分からないではすまされないものだからである。

また、規模、意匠、材料にいたるまで時代特性、地方性、そして機能性をよく反映するとともに、建築の持つ文化性、芸術性の高さを表現しなければならない。この研究をベースにした復元設計を慎重かつ綿密に行うことが最低の条件である。

現在、国史跡における歴史的建造物復元は、文化財保護法による現状変更の許可案件になる。このため、設計の内容を検討するために、基本設計段階で「史跡等における歴史的建造物の復元の取り扱いに関する専門委員会」、通称「復元検討委員会」で審議会の前に検討される仕組みとなっている。

## 5 東アジアにおける歴史的建造物の復元

筆者は、中国の遺跡の保存・整備に関与した経験をもとに東アジア（中国・北朝鮮・韓国）における建造物復元の状況について述べてみる。

中国で、交河故城（新疆ウイグル自治区トルファン）<sup>6)</sup>の保存整備、大明宮含元殿（西安市）にユネスコのコンサルタントとして関わった。交河故城は、シルクロードの都市遺跡で、二つの河が交わる高さ30mの断崖を利用した要害の地にある。土でできた構造物によって構成されているので、遺構の風化が激しく、保存対策が必要になっていた。



写真9 交河故城の遺跡景観



写真10 修復された西北小寺院



写真11 遺跡外に復元展示された西北小寺院



写真12 復元西北小寺院の壁画



写真13 調査中の大明宮含元殿基壇



写真14 復元工事中の含元殿基壇



写真15 復元麟德殿基壇



写真16 高句麗壁画古墳（江西大墓）内部



写真17 復元された定陵寺



写真18 復元された仏国寺（石造部分はオリジナル）

保存と活用を目的とした調査と計画策定に加え、洪水対策、見学路整備、遺構の修復、復元などの工事を行った。以降の修復については、西北に位置する小寺院跡を対象に工事を行った。ここでこの寺院の修復の方針について議論があり、自治区側が完全復元を主張したことに対し、日本側は復元には反対した。その理由は、復元がアナスタイロースに当たらないこと、復元により残存遺構を傷つけること、さらには復元に推定が入ること、遺跡景観を破壊してしまうことなどであった。現地の復元に対する要望が大きかった。確かに遺構だけでは一般人には解りにくいこともあり、観光の活性化に貢献することも必要であるので、遺跡外に寺院を復元することとした。遺跡外に復元するといっても、現存痕跡の調査・検討、類例調査などを行い、建築だけでなく彫塑・壁画にいたるまで復元した。

大明宮含元殿<sup>7)</sup>基壇の整備は、基壇跡の基壇化粧がほとんどなくなっており、基壇内部の版築層が、風化しつつあったので、これ以上風化させないため、土で養生した上で、基壇化粧を復元し(残存遺構を保護するために、元の位置より50cm上げる)、保存を図りながら規模・形態を表現する計画をたてた。過去に、大明宮麟徳殿の整備<sup>8)</sup>で同じ様な整備を行い、外国の専門家から批判を受けた経緯があり、発掘で解った部分以外の復元(主に立面・断面方向)についていろいろ議論を重ねたが、中国側が慎重であった。最終的には、類例・史料の分析、研究を十分行うことで科学的根拠は得られること、中途半端な復元はかえって混乱を招くこと、という日本側の主張通り、部分的復元ではなく全体復元に合意した。交河故城と異なるのは、周りの状況から遺跡景観を破壊するとはいえず、調査、研究結果を反映することが可能であったからである。大明宮は唐の宮城であるが、有名なわりには交通アクセスが悪く、遺跡も広く解りにくいいため、一般観光客があまり訪れないところであった。整備マスタープランをつくって、遺跡全体の中での位置付けを行った上で、インパクトのある整備が必要であると考えられたからである。

この時の中国側専門家の慎重さのわりには、例えば西安でも、青龍寺の建造物復元、華清池の建造物復元などかなり大胆な復元を行っているところもあり、まだ国家としての復元に対する考えにまとまりがないと思われる。ただ、中国イコモス国内委員会では、2000年に文化財・遺跡保存の国内憲章<sup>9)</sup>をまとめ、文化財保存の基本的考え方を統一しようと努力している。

北朝鮮では、高句麗時代を文化的アイデンティティの基本と捉えているため、高句麗壁画古墳<sup>10)</sup>を大切に保存している。また、全く高句麗時代の建造物が残っていないが、東明王陵とセットとなっていた定陵寺跡の伽藍を復元している。いずれも同時代の類例がなく、古墳壁画を参考にしているもので、ディテールに工夫は認められるものの、全体のプロポーシオンは李朝時代の影響が顕著で、コンクリートを用いるなど問題のある内容である。これらの復元は、北朝鮮の国家意識を反映しているものと考えられる他、

外国の観光客の受け入れを視野にいれたものであったのだろう。

韓国では、約30年前に仏国寺の伽藍復元を木造で行っており、ここではやはり李朝時代の様式が踏襲されている。度々の戦火にあった韓国での現存最古の木造建築は、13世紀のもので、類例のない時代は無理があるといえる。しかし、仏国寺も現代の再建として位置づければ、李朝時代の様式でも論理だては可能ともいえる。

また近年、旧朝鮮総督府が解体され、李朝の王宮である慶福宮の復元がなされるようであるが、これは観光目的というより、韓国のシンボルとしての国家的位置付けの下行われるということであろう。

このように、東アジアでの歴史的建造物復元は、国家的なシンボルの構築と観光拠点づくりとしての色合いが大きいといえる。

## 6 歴史的建造物復元とカルチャーツーリズム

日本における歴史的建造物の復元の目的には、大きく分けて①歴史学習、②地域シンボル、③文化的観光の拠点づくり、があげられる。この中で、①は第一義の目的として認められるものであるが、戦前に行われた大阪城の天守閣復元のように②の地域のシンボルと③の観光拠点の構築が、主目的であったといえる。戦後の天守閣復元ブームも同じものである。天守という建造物そのものが、もともと統治の象徴として作られた政治的意図を持ったものであるので、シンボル作りとして最適のものであった。現在でも天守の残っていない近世城郭で天守復元の要望が強いのはそのような理由による。特に1600年の関ヶ原合戦以降に着手、完成した城郭はちょうど400年を迎えるので自治体の第2次の復元ブームが起きている<sup>13)</sup>。

1992年に完成した首里城正殿をはじめとする建築群は、沖縄戦で破壊され、跡地は琉球大学キャンパスとなっていたが、大学移転に伴い国営公園となり、復元され、沖縄の地域シンボルとなっている。また、沖縄に来る観光客が必ず立ち寄る場所となったことでも、観光上のインパクトは大きかったといえる。

現在、平城宮大極殿が復元工事中であるが、これは、①学習目的、③観光目的の要素もさることながら、国家としてのシンボルが意図されている側面が考えられ、ある意味では途上国型の復元といえるかも知れない。

この他、薬師寺の伽藍を復元する工事がほぼ完成の域に達し、興福寺も再建に向けて動き出しており、宗教活動上の行為とはいえ、拝観客が増え、観光拠点となっている。これらは、廃絶して史跡となっている寺院跡などに一部の建造物を新しく復元したケースと違い、すでにある国宝・重文の建造物、美術工芸品とあいまって、本来の機能を取り戻した宗教的雰囲気のある空間となっている。この意味では、韓国の仏国寺の復元と同じといえる。日本では、幸い古代の建築が残っている有利さがあり、建築史研究の蓄

積をもとにした復元研究が行われた上での設計がなされている。

現在、日本における歴史的建造物の復元（展示）は、復元形だけでなく、材料、構法、工法にいたるまでオーセンティシティを最大限確保するという理念のもとで行われている。見学者の安全のための構造補強は多少行うものの、当然オリジナルと同じのものをつくるという拘りを強く持ってなされている。完全とはいかないまでも、それは達成しつつあると考えられる。この理念が文化的観光の対象としての機能をほんとうに果たすことができるかどうかの分かれ道といえる。つまり、テーマパークとの違いがここにある。

しかし、学術的正確さだけでは不十分ともいえる。復元建造物の遺跡整備の中での位置付け、復元効果の見定めなど、遺跡全体のマスタープランを明確にした上で、事業化する必要がある。

また、復元空間の芸術性の確保<sup>12)</sup>、本来の機能をベースにした雰囲気づくり、周辺を含めた歴史的景観の醸成などが達成されてはじめて、歴史的建造物の復元（展示）が、真の意味でのカルチャーツーリズムの対象として認知されるであろう。

## 注

- 1) 1931年アテネで開かれた「芸術的・歴史的記念建造物の保護と保存のための国際会議」（アテネ会議）は、文化遺産の保存における倫理を確立しようとしたもので、後のベニス憲章、世界遺産条約などに受け継がれている。アナスタイローシスとは「円柱を再建する」と言う意味のギリシャ語から出た言葉で、崩壊してバラバラになった部材をもって復元することであり、古代ギリシャの建造物修復の中心人物であるバラノス（Nikolaos Balanos）によって提唱された。安易な復元を戒める意味を持つが、彼の仕事自体には科学性に乏しいと批判がある。
- 2) 19世紀ヨーロッパでは、芸術性、様式の統一に価値をおいた修復が主流であったが、そのような修復に対するラスキンなどによる批判、否定がなされ、対立する。1904年マドリッドで開かれた第6回国際建築家会議で「記念建造物の保存と修復」が採択され、この段階では、19世紀の姿勢の延長上にあった。
- 3) もともとなかった天守やあっても史料がない天守などを復元した例がある。昭和8年（1933）といわれる郡上八幡城天守閣の他は、戦後のものが多い。岐阜城天守閣など多数存在する。
- 4) この反省のもとに三内丸山遺跡では、土葺き、樹皮葺きなど北方民族の資料などの検討、遺構の精査、類例の検討から試験施工をして内部環境を科学的に調査し、復元形を決定している。
- 5) 昭和30年代の天守建築ブーム時に、復元形の正当性もさることながら、天守閣復元そのものが目的化してしまい、史跡本来の保存・活用の議論がないまま行われてしまった経緯から、中心建物から復元していくのは問題が大きいことが考えられる。ただ依然として天守の復元要望は強く、地方指定の史跡では掛川城天守、大洲城天守が木造で復元されている。
- 6) ユネスコの日本信託基金で、1992～1995年に行われた。交河故城は、新疆ウイグル自治区トルファンにあるB.C.2世紀～A.D.14世紀の都市遺跡で、シルクロードの中心地の一つであった。主に土構造物からなっており、住居、官署、寺院、塔林、墳墓などが残っている。壁の一部が残り、遺跡景観がすばらしい。

- 7) ユネスコの日本信託基金で、1994～2003年に行われている。大明宮跡は西安市の北東に位置し、唐長安城の最大の宮殿であった。大明宮の正殿が含元殿で、東西200m、南北100m、高さ15mの巨大な基壇跡が残っていた。平城宮大極殿のモデルといわれている。
- 8) 奈良の平城宮の整備をモデルにした整備で、基壇化粧の復元を行っている。復元根拠などの報告書が出ておらず、復元過程が明らかでない。この復元に対する外国の専門家の批判があったようである。
- 9) イコモス／ICOMOS (International Council on Monuments and Sites 世界記念建造物遺跡会議) の中国国内委員会で作成した「中国文物古跡保護準則」。ベニス憲章を国際原則として参照している。
- 10) 平城郊外に多くの壁画をもつ古墳が保存されており、世界遺産登録をめざしている。北朝鮮は強く高句麗の文化の独自性をアピールし、国家的位置付けをしている。ただ、中国領にも壁画古墳やその他の高句麗遺跡があり、微妙な問題がある。
- 11) 2000年代の初めに築城400年を迎える近世城郭が多い。このため、各地で復元計画がたてられ、工事が盛んに行われている。熊本城、津山城など。仙台の青葉城は石垣修復の際の調査で結果を受け、三階櫓の復元を断念している。
- 12) 歴史的建造物の修復、復元の考え方の歴史は、芸術性から科学的・実証的手法へと変化し、オーセンティシティの確保が強く求められることとなった。一方、文化の多様性を認め、固定された評価基準の枠内におくことが不可能という考えにもなっている。建築は、芸術的存在であることを考えると、科学的論理性の確保をした上で、創建時の芸術性を求めていかなければならないと思われる。

## 文 献

日本イコモス国内委員会憲章小委員会  
1999 「文化遺産保護憲章」。

